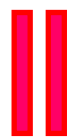


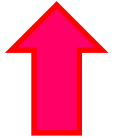
歯科情報の利活用及び標準化普及事業実施体制（案）

歯科情報の利活用及び標準化普及に関する検討会

歯科診療情報の標準化に関する検討会の後継会議体、庶務は医政局歯科保健課が担当



下部WG



検討結果報告

歯科情報の利活用に関するWG

有識者（歯科医学、医学、看護学、医療情報、情報技術等の専門家、患者代表、法律家等）による会議体

- 国民にとって必要な情報の選別
- 医療従事者（他職種）にとって必要な情報の創出
- 保健医療における歯科の役割を検討
- 保健医療分野における医療情報利活用推進施策との整合性を図る
- 利活用に際した課題の検討

モデル地区

「口腔診査情報コード仕様」に準拠した電子カルテ等の配備及びモニタリング

事業実施



結果分析

事業内容検討



事業報告



事業受託者

標準化普及事業実行委員会

事業受託者が設置する有識者による委員会
事業の実施・管理・運営を行う



歯科情報の標準化に関するWG

有識者（歯科医学、歯科法医学、医療情報、情報技術等の専門家、法律家、警察庁、厚生労働省等）による会議体

- 身元確認作業の効率化・迅速化
歯科医療機関の歯科情報及び警察等が所有する身元不明者の歯科情報の標準化、身元検索アプリケーションの開発等
- 「口腔診査情報コード仕様」の完成及び医療分野における標準規格取得